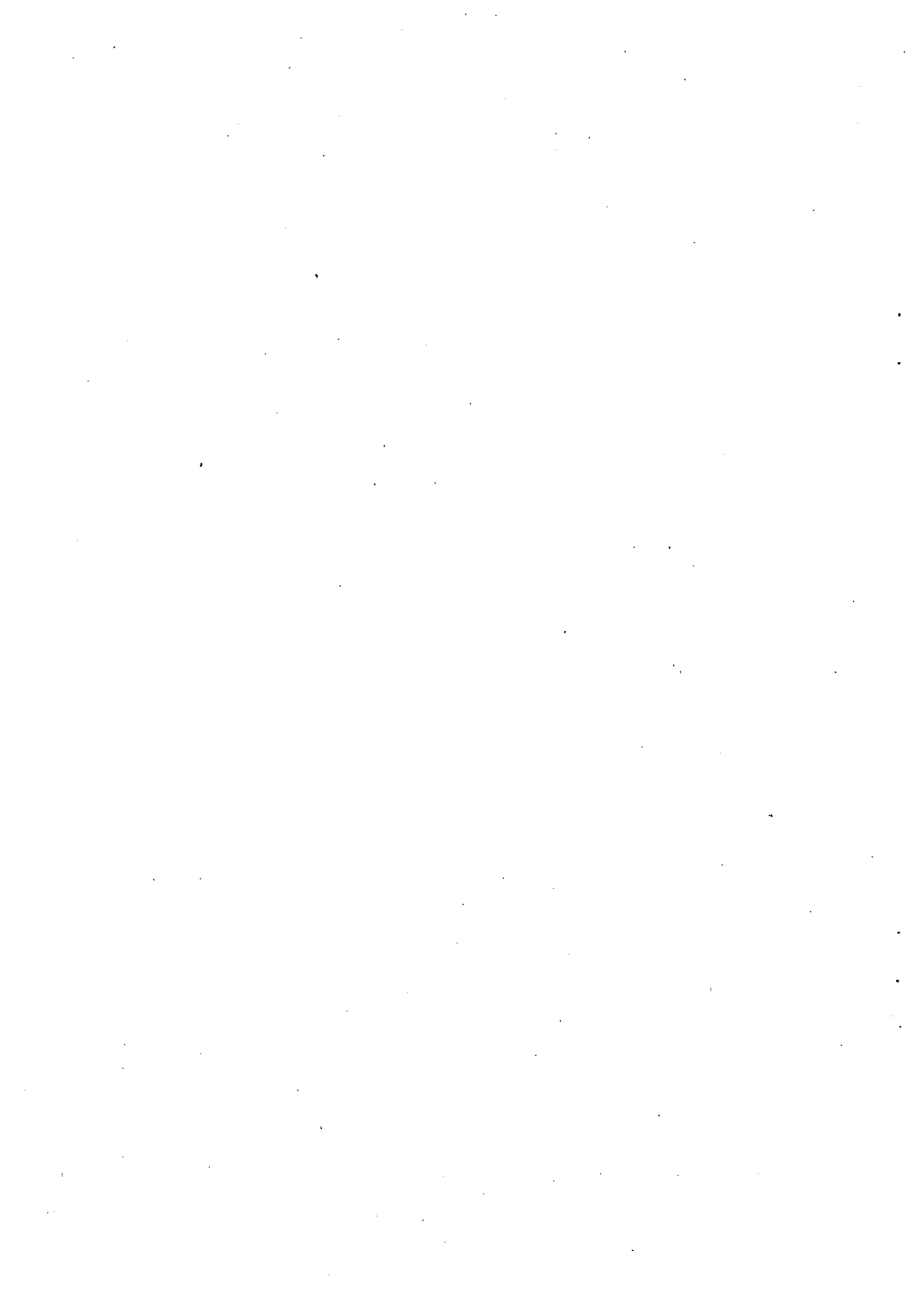


# 農林水産商工常任委員会資料

(平成31年1月21日)

項目	ページ
1 株式会社北岡本店の八頭町進出に係る調印式の実施について 【立地戦略課】……………	1
2 環日本海定期貨客船航路の利用状況について 【通商物流課】……………	3
3 出入国管理法の改正をめぐる状況と本県の取組について 【雇用政策課】……………	4
4 働き方改革推進会議の開催結果及び働き方改革推進に係る取組状況について 【とっとり働き方改革支援センター】……………	10
5 平成30年度 民工芸展示会の実施について 【販路拡大・輸出促進課】……………	12



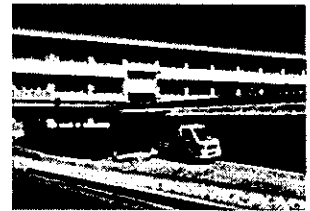
# 株式会社北岡本店の八頭町進出に係る調印式の実施について

平成31年1月21日  
立地戦略課

清酒・リキュール製造の(株)北岡本店(本社:奈良県吉野郡吉野町)が、八頭町内の空き校舎(旧船岡中学校)に新工場を設置し、果実を使ったリキュールの製造拠点とすることとなり、これを支援する鳥取県及び八頭町との間で以下のとおり協定書の調印を行いました。

## 1 企業概要

- (1) 企業名 株式会社北岡本店(代表取締役社長 北岡 篤(きたおか あつし))
- (2) 所在地 奈良県吉野郡吉野町上市6-1
- (3) 創業 明治元(1868)年
- (4) 資本金 4千5百万円
- (5) 売上高 8億円(平成30年9月期)
- (6) 従業員数 50名
- (7) 事業内容 清酒製造、リキュール製造、清涼飲料製造



## 2 投資計画概要

- (1) 立地場所 八頭郡八頭町坂田30(旧船岡中学校)  
(1F:1,100㎡ 製造ライン、2F:800㎡ 事務室・冷蔵庫等)、3F未定
- (2) 名称 株式会社北岡本店 八頭工場 旧船岡中学校校舎(H27.3閉校。鉄筋3F)  
築45年経過。耐震改修をH19~20に実施済。
- (3) 投資額 約2.1億円
- (4) 雇用計画 16名予定(全員無期雇用、本社からの転入者含む)
- (5) 事業内容 八頭町産の果実をはじめとした国内外の果実の一次工程(皮むき、ペースト・スライス等)と醸造アルコールによるリキュール及び清涼飲料の製造
- (6) 操業開始 平成32年1月末予定

果実リキュールの例「かき(八頭町産西条柿・花御所柿を使用)」「くり」「もも」「いちご」

桜の花びら入りリキュール

「さくらさらさら」(製法特許取得)



吉野地酒 45 720ml



吉野地酒 くり 720ml



吉野地酒 もも 720ml



吉野地酒 いちご 720ml



## 【今後の見通し】

- ・同社は、奈良県吉野の地酒「やたがらす」等の酒蔵。徐々に清酒売上が縮小する中、国産果実をふんだんに用いたリキュールの製造・販売に着手、成長を続けている。特徴は独自製法による「グラスの向こうが見えないくらい果肉が入った“飲んで飲むリキュール”」であり、国内料飲店を中心に安定販路を獲得しており、今後も受注増が見込まれる。
- ・鳥取県産の規格外フルーツの積極的な利活用や、八頭町内での滞在型観光に資するため、工場見学や地元果物を使用したリキュールや清涼飲料の製造体験を行う場を設けることも検討中。
- ・境港を利用した海外輸出(中国・東南アジア)も検討中。

## 3 企業立地支援の見込み

- ・企業立地等事業補助金 約5,100万円(見込)

[内訳] 約2.1億円×補助率25%(製造10%+リスク分散加算5%+中山間地域加算10%)

※1 その他、正規雇用創出奨励金等による支援を予定。

※2 企業への直接支援のほか、八頭町に対し空き校舎改修経費の2/3を補助予定(約3,700万円、9月補正予算で計上)

## 4 調印式

- (1) 日時 平成30年12月20日(木) 13時から13時45分
- (2) 場所 知事公邸
- (3) 出席者 株式会社北岡本店

代表取締役社長 北岡 篤  
八頭町 町長 吉田 英人  
鳥取県 知事 平井 伸治



## 協 定 書

株式会社北岡本店（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び八頭町（以下「丙」という。）は、甲の八頭町への進出について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり八頭町に工場を設置するものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める工場の設置及び操業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、法令等の規定を遵守し、特に工場の設置、運営等に当たっては、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、八頭町在住者を中心として、鳥取県内在住者及び鳥取県内へのIJUターン者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲は、事業に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、鳥取県内企業への受発注に努めるものとし、また、操業開始後においても、鳥取県内企業との積極的な取引に努めるものとする。

第6条 甲が別紙1のとおり八頭町に工場を設置することに対し、乙及び丙は、別紙2に掲げる支援を行うものとする。

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下総称して「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成30年12月20日

甲 奈良県吉野郡吉野町上市61

株式会社北岡本店

代表取締役社長 北岡 篤

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

丙 鳥取県八頭郡八頭町郡家493

八頭町

八頭町長 吉田 英人

(別紙1)

### 進 出 計 画 概 要

1 事業所の名称	株式会社北岡本店 八頭工場
2 所在地	鳥取県八頭郡八頭町坂田30
3 事業開始	平成32年1月(予定)
4 事業内容	リキュール類、清涼飲料等の製造
5 雇用計画	16名

(別紙2)

1 鳥取県の支援

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援

働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援

2 八頭町の支援

工場設置予定地である旧船岡中学校空き校舎改修等の環境整備に係る支援

# 環日本海定期貨客船航路の利用状況について

平成31年1月21日  
通商物流課

環日本海定期貨客船航路の境港における2018年(1月~12月)利用状況は下記のとおりです。  
(境港管理組合の暫定集計)

## 1 旅客数(境港~東海間)

・韓国人訪日客の減少により、対前年比17.1%(5,752人)減の延べ27,815人となった。

### ■旅客実績(1~12月)

区分	運航回数 (往復)	延べ 乗客数	1便当たり 平均乗客数	乗客国別内訳			
				韓国	日本	ロシア	その他
2017年	50航次	33,567人	336人	31,212人 (93.0%)	389人 (1.1%)	1,330人 (4.0%)	636人 (1.9%)
2018年	49航次	27,815人	284人	25,401人 (91.3%)	555人 (2.0%)	1,419人 (5.1%)	440人 (1.6%)
増減	△1航次	△5,752人	△52人	△5,811人	166人	89人	△196人

\*2018年は、台風のため1航次(8/24入港分)欠航。

## 2 貨物(境港の取扱貨物量)

・境港の取扱貨物量は、バルク貨物が減少し、重量(ft)ベースで対前年比8.2%(613ft)減の6,498ftとなった。コンテナ貨物(TEUベース)は前年より26TEU増加した。

[増加] ロシア向け自動車部品、韓国からの水産加工品

[減少] 韓国向け建設機械、ロシア向け完成自動車・建築材料、韓国からのパブリカ

### ■貨物実績(1~12月)

区分	運航回数 (往復)	境港での貨物実績				1便当たり 平均貨物量 (トン数)
		コンテナ貨物		バルク貨物	合計トン数	
		(TEUベース)	(トンベース)			
2017年	50航次	483TEU	2,617ft	4,494ft	7,111ft	71.1ft
2018年	49航次	509TEU	3,037ft	3,461ft	6,498ft	66.3ft
増減	△1航次	26TEU	420ft	△1,033ft	△613ft	△4.8ft

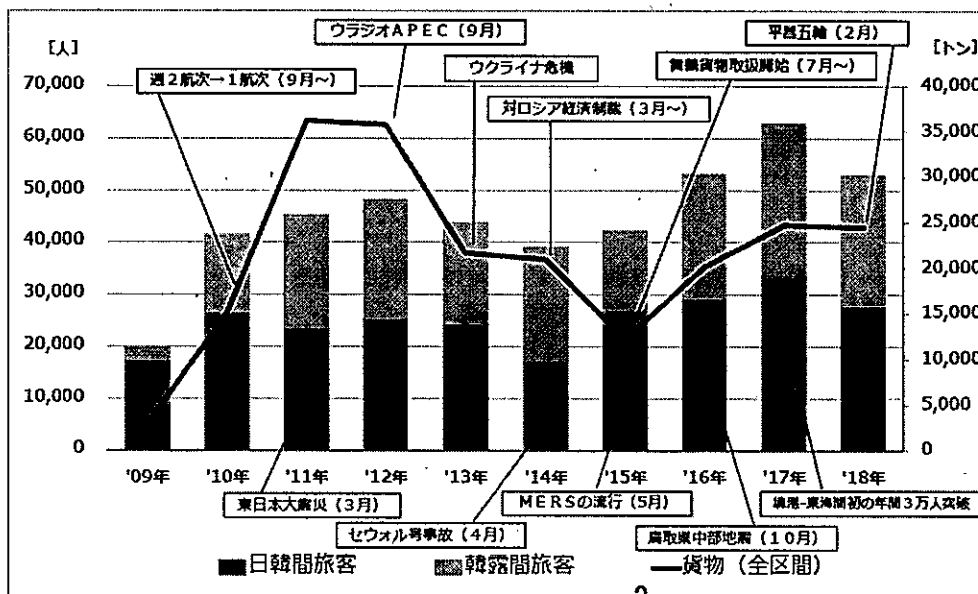
\*1TEUは、20フィートコンテナ1個を表す単位

\*トン数の単位としているft(フレートトン)とは、容積1.113m<sup>3</sup>(40立方フィート)、重量1,000kgをもって1トンとし、重量または容積の何れか大なる方を採用する換算方式

[2018年貨物内訳(1月~12月)]

	区分	出入	数量	主な貨物
境港↔東海	コンテナ	輸出	30 TEU	電気機械
		輸入	190 TEU	野菜・果物、水産品
	バルク	輸出	820 ft	産業機械
		輸入	64 ft	完成自動車、自動車部品
境港↔ウラジオ	コンテナ	輸出	247 TEU	自動車部品
		輸入	42 TEU	水産品
	バルク	輸出	1,606 ft	完成自動車、窯業品
		輸入	971 ft	完成自動車

## 【参考】韓露間を含む旅客及び貨物量の推移(DBS社資料)



# 出入国管理法の改正をめぐる状況と本県の取組みについて

平成 31 年 1 月 21 日 雇用政策課

昨年 12 月 14 日に在留資格「特定技能」の新設等を含む改正出入国管理及び難民認定法（新入管法）が公布され、来年 4 月からの施行に向けて基本方針等が決定されました。「外国人材受入れ・共生のためのプロジェクトチーム会議」を開催して県としての対応策を検討しましたので概要を報告します。

## 1 新入管法の施行に向けた基本方針等

### (1) 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（基本方針）

- ・平成 30 年 12 月 25 日に閣議決定された。
- ・特定技能は、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき特定産業分野で受入れる。
- ・大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める。
- ・分野別運用方針に向こう 5 年間の受入れ見込み数を記載する。

### (2) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）

- ・平成 30 年 12 月 25 日に、介護等 14 分野について閣議決定された。
- ・各特定産業分野において求められる人材の基準（技能水準、日本語能力水準）を定める。
- ・従事する業務、特定技能所属機関（受入れ企業）に対して特に課す条件、雇用の形態（派遣の可否）、大都市圏等に過度に集中しないようにするために必要な措置等について定める。

### (3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）

- ・平成 30 年 12 月 25 日に関係閣僚会議で了解された。
- ・「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」を設置して行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う地方公共団体（全国約 100 か所、11 言語対応）への支援制度を創設する。
- ・電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備する。
- ・地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制を整備する。
- ・「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応を推進し、相談体制を拡充する。

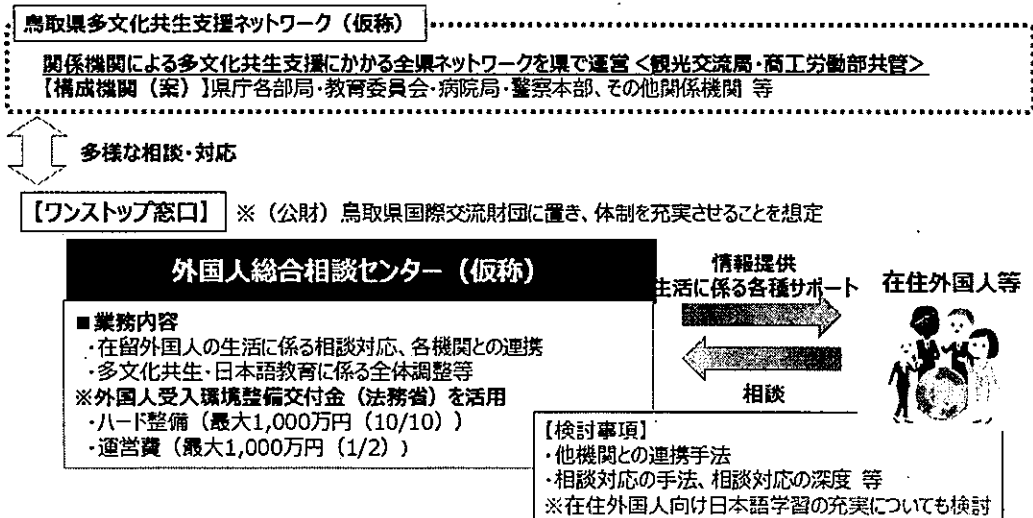
## 2 鳥取県での取組み

### (1) 外国人材受入れ・共生のためのプロジェクトチーム会議の開催

1月7日（月）及び15日（火）に「外国人材受入れ・共生のためのプロジェクトチーム会議」を開催して、鳥取県としての取組みを確認し、平成30年度2月補正予算及び平成31年度当初予算に向けて現在精査している。

### ア 多文化共生支援ネットワークの構築（仮称）と外国人総合相談センター（仮称）の設置（検討中）

- ・県内の関係機関で構成する多文化共生のプラットフォーム『多文化共生支援ネットワーク』を組成し、外国人雇用や在住外国人に対する多様な相談への対応を関係機関が連携して担う体制を構築する。
- ・（公財）鳥取県国際交流財団にワンストップ窓口を置き、多様な相談に対応する。



## イ 生活部分での主な対応（検討中のもの）

### ① 災害

在住外国人や外国人観光客に、防災・危機管理等に関する情報を的確に提供するため、「あんしんトリピーナビ」（防災アプリ）や「あんしんトリピーメール」を多言語化し、迅速かつ効率的な情報発信を行う。

### ② 教育

日本語指導のために教員を2人配置するほか、日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制を構築し（4名分）、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。

### ③ 人権

県民の企画による人権に関する啓発活動（講演会、シンポジウム等）を公募（外国人の人権をテーマとして設定）し、県が委託して実施することで、県民の発想と行動力を活用した効果的な人権啓発を行う。

### ④ 住宅

外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録、あんしん賃貸相談員による賃貸住宅の入居相談対応、県独自の家賃債務保証事業及び登録住宅に対する家賃補助等を実施する。県営住宅は従来から外国人の入居を認め、優先入居制度も適用している。

### ⑤ 消費生活相談

多言語（英語・中国語・韓国語、ベトナム語等）により、消費生活トラブル事例をチラシやホームページで周知を行う。日本語が堪能でない外国人の相談に対する手法は、今後検討する。

## ウ 外国人材受入れに係る主な企業・雇用支援（検討中のもの）

### ① 全般

高度外国人材（専門的・技術的分野の在留資格）、技能実習生、特定技能など、様々な外国人材の活躍に向け、企業向け研修、マッチング機会の提供、相談体制の整備、日本語学習の環境整備、外国人雇用サポーターの養成等、企業及び就労者への支援を行う。

### ② 宿泊業

インターンの受入を希望する宿泊業者にインターンの派遣を推進している台湾の大学の紹介、宿泊業者が受入を行う場合の研修支援などを進め、インターンの受入拡大を図る。

### ③ 農業

JA等が新たに派遣事業者になる場合の支援について検討中。

### ④ 介護

外国人実習生等を受け入れる事業所等に対し、規定カリキュラム以上の介護技術・日本語研修導入等の支援を行う。また、受入れ体制整備等の促進を図るためのセミナーを開催する。

### ⑤ 建設

建設現場における労働安全衛生について、国と連携して外国人材に対する講習会を開催する等、その啓発を図る。また、建設キャリアアップシステムへの外国人の登録を促進し、経験、技能等の見える化による労働災害防止、安全確保に努める。

## (2) 外国人材受入れ相談窓口の設置

1月15日（火）に、新たな外国人材の適正・円滑な受入れに対応し、県内事業者等からの窓口の明確化のため、「外国人材受入れ・共生相談窓口」を設置した。

### ア 設置場所

商工労働部雇用人材局雇用政策課（県庁本庁舎7階）

### イ 配置職員 3人

### ウ 主な業務

- ・新たな在留資格制度に係る相談対応、制度の周知
- ・外国人雇用に係る相談対応
- ・外国人との共生に係る相談対応



# 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

### 1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っていただくお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

- > 特定技能外国人を受け入れる分野
  - 生産性向上や国内人材確保のための取組を行っていただくお人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
  - > 人材が不足している地域の状況に配慮
    - 大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める
  - > 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- > 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底
- > 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介入防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる
- > 人手不足状況の変化等への対応
  - 分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、在留資格関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議の見直し、在留資格認定証明書交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
  - 向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づき外国人受入れの上限として運用
  - > 治安上の問題が生じた場合の対応
    - 特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

### 5 制度の運用に関する重要事項

- > 1号特定技能外国人に対する支援
  - 生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
  - 転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施
  - > 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
  - > 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

### 3 求められる人材に関する事項

特定技能1号		特定技能2号	
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	技能水準	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常生活ができて、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	日本語能力水準	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	家族の帯同	可能

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認



分野別運用方針について(14分野)

分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項		
	受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試 験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)の ほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助 等) (注)訪問系サービスは対象外  【1試験区分】	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング 分野特定技能1号 評価試験 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・建築物内部の清掃  【1試験区分】	直接
経産省	素材材産業	21,500人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・鍛造 ・工場板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機械保全 ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・塗装 【13試験区分】	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・塗装 ・仕上げ ・電気機器組立て ・溶接 ・鍛造 ・鉄工 ・機械検査 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・ダイカスト ・工場板金 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・機械加工 ・めっき ・電子機器組立て ・金属プレス加工 【18試験区分】	直接
	電気・電子情報 関連産業	4,700人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・機械加工 ・仕上げ ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・金属プレス加工 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・工場板金 ・電子機器組立て ・塗装 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 【13試験区分】	直接
国土省	建設	40,000人	建設分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・型枠施工 ・土工 ・内装仕上げ/表装 ・左官 ・屋根ふき ・コンクリート圧送 ・電気通信 ・トンネル推進工 ・鉄筋施工 ・建設機械施工 ・鉄筋継手 【11試験区分】	直接
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業 分野特定技能1号 試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て 【6試験区分】	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定 技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備  【1試験区分】	直接
	航空	2,200人	航空分野技能評価 試験(空港グランド ハンドリング又は航 空機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)  【2試験区分】	直接
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供  【1試験区分】	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般又は 畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)  【2試験区分】	直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業) (仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産 動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫 (種)・処理、安全衛生の確保等)  【2試験区分】	直接 派遣
	飲食品製造	34,000人	飲食料品製造業 技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)  【1試験区分】	直接
	外食業	53,000人	外食業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)  【1試験区分】	直接

(注1) 2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したのも

(注2) 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

		3 その他重要事項
分野	受入れ機関に対して特に課す条件	
	厚労省	介護
	ビルクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること</li> </ul>
経産省	素形材産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
	産業機械製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
	電気・電子情報関連産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
国交省	建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・建設業法の許可を受けていること</li> <li>・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること</li> <li>・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること</li> <li>・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定</li> <li>・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること</li> <li>・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること</li> <li>・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等</li> </ul>
	造船・舶用工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> </ul>
	自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること</li> </ul>
	航空	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること</li> </ul>
	宿泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること</li> <li>・風俗営業関連の施設に該当しないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わないこと</li> </ul>
農水省	農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること</li> <li>・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること</li> </ul>
	漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講ずること</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること</li> </ul>
	飲食品製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
	外食業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・風俗営業関連の事業所に該当しないこと</li> </ul>

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定

### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)⇒外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

#### 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
  - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
  - 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

#### 生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
  - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
    - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設
    - 「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備 [60億円]
    - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
    - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築 [8億円]と多言語音声翻訳システムの利用促進
  - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
    - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
    - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
  - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
    - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住者において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
  - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
    - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援 [7億円]
    - 気象情報・多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報センターの養成
  - ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
    - 交通安全に関する広域警察の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
    - 「110番」や事件・事故現場における多言語対応
    - 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
  - ④ 住居確保のための環境整備・支援
    - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
    - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
  - ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
    - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
    - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
  - ① 日本語教育の充実
    - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等) [6億円]
    - 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
    - 日本語教師の養成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
    - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
  - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
    - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語教育機関の質の向上・適正な管理)
    - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
    - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
    - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

#### (4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づき着実な改善と支援員等の配置への支援 [6億円]
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等)による全国的な研修実施の促進
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保 [1億円]

#### (5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クワルジャンパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 留學生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実 [14億円]
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

#### (6) 適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇用の確保、労働安全衛生の確保
  - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
  - 「外国人労働者相談センター」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
  - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
  - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

#### (7) 社会保険への加入促進等

- 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

#### 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
  - 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
  - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
  - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
  - 海外における日本語教育基礎の充実等
- (2) 海外における日本語教育基礎の充実
  - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
  - 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援) [4億円]
  - 在外公館等による情報発信の充実

#### 新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
  - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始 [12億円]
  - 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の履行
- (2) 在留管理基盤の強化
  - 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
  - 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
  - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化 [18億円]
  - 不法滞在者等への対応強化
- (3) 不法滞在者等への対応強化
  - 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底 [5億円]
  - 技能実習に係る失業者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失業者等の悪質調査・対応

(注)予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(2) 日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数、留學生の就職等支援(関連)、人材開発支援(関連)、人材開発支援(関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

# 働き方改革推進会議の開催結果及び働き方改革促進に係る取組状況について

平成31年1月21日

雇用人材局とっとり働き方改革支援センター

平成31年4月から順次適用される働き方改革関連法への対応と一層の働き方改革の推進のため開催した「働き方改革推進会議」の開催結果及び県の働き方改革促進の取組状況について報告します。

## 1 働き方改革推進会議

(1) 日時 1月8日(火) 午後2時30分～3時

(2) 会場 第4応接室

(3) 出席者 知事、統轄監、関係部局(元気づくり総本部、総務部、観光交流局、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育委員会)

(4) 内容

働き方改革関連法の概要の確認、各部局から現状課題及び対応の方向性に係る情報共有を行い、一層の生産性向上・効率化・技術革新(イノベーション)に向けて取り組んでいくことを確認した。

<現状課題>

- ・人手(人材)不足が課題であり、職場環境の改善や生産性向上を進める必要がある。
- ・労働時間が他産業よりも長い業種(建設業)、休暇を取りにくい業種(サービス業等)がある。
- ・働きやすい職場づくりのためには、企業のトップの意識改革が必要である。

<対応の方向性>

- ・ICT・IoT(業務効率化システム、スマート農機等)の導入・活用(全業種)
- ・働きやすい企業と求職者とのマッチング機会の提供(全業種)
- ・モデルプランの横展開や職場環境の改善策の継続(福祉)
- ・公共工事における工事発注・施工時期の平準化や書類の簡素化(県土)
- ・公立学校におけるアシスタント・部活動指導員の配置の拡大(教育)

## 2 働き方改革促進の取組状況

(1) とっとり働き方改革支援センターへの相談内容に対応した専門家派遣

相談受付70件、うち専門家(社会保険労務士)派遣69件(H30.4～H31.1.17)

(相談事例)「男女共同参画推進認定に向けて、対応した就業規則を整備したい」「働き方改革関連法の年次有給休暇5日義務付けへの対応について助言が欲しい」「テレワーク等に対応した就業規則に改正したい」「人材確保のために定年延長を実施したい」等

(2) 取組促進のための普及啓発(県社会保険労務士会による県内企業への訪問、セミナーの開催)

- ・企業に対して働き方改革の取組や支援策を能動的に普及啓発するため、県社会保険労務士に委託し、国・県の各種支援策、企業の取組事例等を紹介(約100社を訪問済)。
- ・県内企業の取組のきっかけづくりとするため、セミナー(県内外企業の事例紹介、働き方改革関連法説明)を7月(150名)、10月(2回計110名)、12月(2回計130名)、2月に開催。

(3) 業種別の少人数研修「経営者塾」の開催

- ・経営者・管理者層が、働き方改革の本質や業種別の具体的な課題への対応を学ぶ少人数の研修を開催済(9月:電機電子製造業、11月:運輸業、12月:建設業、1月:食品製造業、計8回77名)。

(4) 業種別モデルプランの推進

- ・県関係部局主体の支援チーム(福祉、建設、製造、観光、農林水産)が、業界団体と協力しながら、業界ごとの生産性向上等の取組事例づくりを進めている。

(5) 企業への支援策(補助・融資)

- ・育児・介護休業の取得を機に、新たに従業員を正規雇用して社内体制を見直し、生産性向上等に取り組む企業を支援(働き方改革促進体制整備事業、交付決定2件)。
- ・働き方改革応援資金(制度融資)により従業員の労働環境改善に係る資金調達を支援(実績1件)。
- ・県版経営革新「働き方改革型」により働き方改革のモデル事業を支援(事業採択8件)。

## 3 今後の予定

- ・1月29日・30日・2月1日「働き方改革関連法説明会」(主催:鳥取労働局、共催:県)
- ・2月8日「今すぐやらなきゃ!働き方改革セミナー」(主催:県、働き方改革サポートオフィス鳥取)
- ・3月中旬「働き方改革推進会議」

(参考) 働き方改革関連法の主なポイントと企業への適用時期

項目	内容	適用時期	
		大企業	中小企業
年次有給休暇の5日間取得義務化【罰則あり】	10日以上の年次有給休暇が付与される労働者 ⇒ 5日について、毎年休暇を取得する時季を指定し、計画的に取得させなくてはならない ※30万円/人以下の罰金	H31年4月～	
勤務間インターバル制度の促進(努力義務)	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息(インターバル)を確保	H31年4月～	
労働時間の客観的な把握義務、フレックスタイム制度の拡充等		H31年4月～	
残業時間の上限規制【罰則あり】	原則、月45時間・年360時間が上限 〔臨時的特別な事情があっても、年720時間以内、月100時間未満、複数月の平均80時間以内が限度〕 ※6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ※自動車運転、建設、医師等は5年間の猶予あり。研究開発業務は条件付き適用除外。	H31年4月～	H32年4月～
月60時間超の残業の割増賃金の見直し【罰則あり】	月60時間超の残業代の割増賃金率に関する中小企業への猶予措置の廃止 現行25% ⇒ 50%に ※6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	適用済み	H35年4月～
高度プロフェッショナル制度の新設	年収1,075万円以上等の要件を満たす一部の専門職(コンサルタント、金融アナリスト等) 労働時間規制(※)からはずす ⇒ ※ 労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金の規制	H31年4月～	
同一労働同一賃金の促進	・正社員と非正規社員の不合理な待遇差を禁止(国がガイドラインを策定) ・待遇差の内容、理由等に関する説明を義務化	H32年4月～	H33年4月～

## 平成 30 年度 民芸展示会の実施について

平成 31 年 1 月 21 日  
販路拡大・輸出促進課

### 1 国内での民芸品展示・販売

民芸品の販路開拓および観光客誘致のため、次のイベントを開催（予定を含む）。

#### (1) 名古屋 「鳥取が好きだ。～水丸の鳥取民芸案内」 出版記念展

場所：ON READING（本屋兼ギャラリー）

日時：10月25日～11月12日（19日間）

出品：陶器（牛ノ戸焼、きわい窯、国造焼）、織物（おりもんや）、  
因州和紙、県産食品（菓子、蜂蜜等）

内容・反響等

・安西水丸氏の原画、本に掲載された郷土玩具の展示、うつわの販売。

・「水丸さんと鳥取民芸」のトークショーには20人が集まり、  
魅力的な民芸をきっかけに鳥取を訪れたい方が多数おられた。

※安西水丸氏：人気イラストレーター・エッセイスト。

鳥取の民芸を愛し、度々鳥取の工房等を訪れ県内職人と親交があった。2014年没。



#### (2) 宮島 「鳥取展 鳥を探しに」

場所：signal（工芸店）

日時：10月27日～11月11日（17日間）

出品：陶器（牛ノ戸焼、延興寺窯、山根窯、福光焼）、織物（工房ゆみはま）、  
染物（型染め谷口氏）、県産食品（菓子、蜂蜜）

内容・反響等

・小さな店ながら効果的な情報発信で常連客を持ち、観光客も多い土地  
なため、様々な客層に発信できた。パンフレット持ち帰りも多かった。

・もともと鳥取の窯元の扱いがある店であり、今回の展示会でさらに  
仕入の幅が広がった。



#### (3) 大阪 「TOTTORI SKETCH」

場所：dieci 天神橋店及び南船場店（セレクトショップ）

日時：11月17日～25日（9日間）

出品：陶器（中井窯、牛ノ戸焼、山根窯等）、因州和紙、  
包丁（大塚刃物）、食品など（野菜、パン、蜂蜜等）

内容・反響等

・イラストレーター yamyam の鳥取案内イラスト及びグッズの販売、  
民芸品等の販売。カフェにて鳥取食材を使用したランチの提供。

・おしゃれな dieci のプロデュースによる鳥取紹介で、鳥取のイメ  
ージアップ、新たな視点からの鳥取の豊かさを PR できた。今後  
の TOTTORI SKETCH 巡回で同様の効果が各地で期待できる。



#### (4) 東京新宿 「BEAMS EYE TOTTORI」(予定)

場所：ビームス新宿店（服飾・雑貨）

日時：平成30年2月22日～3月3日（10日間）

出品：陶器（牛ノ戸焼、福光焼、中井窯、延興寺窯）、織物（工房ゆみ  
はま）、木工（信夫工芸店、ドモク堂、このか）、包丁（大塚刃物）、  
県産食品など

内容

・BEAMS の fennica レーベルのバイヤーが鳥取で買い付けた民芸の  
器、緋、食品等を展示販売。また、取材チームが見つけた鳥取の  
魅力的なスポットをウェブで紹介。



(5) 東京中目黒 「cotori2019」 (予定)

場所：SML (工芸店)

日時：平成30年3月9日～17日 (10日間)

出品：陶器(中井窯、山根窯、岩井窯等)、因州和紙、郷土玩具(おぐら屋)、包丁(大塚刃物)、県産食材を使用したメニューなど

内容

- ・例年イベントとなる鳥取の食と器の展示販売会。民芸の食器、因州和紙、郷土玩具の販売。周辺カフェで白バラ牛乳を使ったメニュー販売。鳥取の食材を使用した定食販売。智頭町大塚刃物の包丁の販売、包丁砥ぎワークショップ開催。9-10日夜には鳥取の酒と食材のcotori酒場開催。



(6) 東京銀座 「鳥取から春の暮らしⅢ」 (予定)

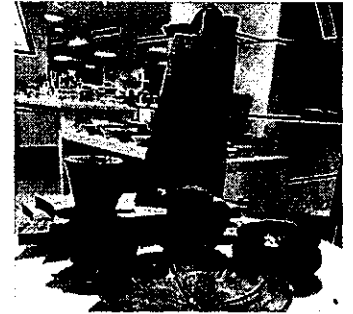
場所：銀座松屋

日時：平成30年3月20日～4月2日 (14日間)

出品：陶器(延興寺窯、中井窯、国造焼等)、ガラス(saon)、木工(モックツ、ドモク堂)、織物(おりもんや)、包丁(大塚刃物)など

内容

- ・リビングに強い松屋百貨店で平成26年からの継続イベント。若手職人を中心に扱い。大塚刃物包丁の柄のオーダー会開催。



2 海外での民芸品展示・販売

民芸品の販路開拓のため、次のイベントを開催した。

(1) 香港 民芸品販売・デザイナーによる鳥取の魅力紹介

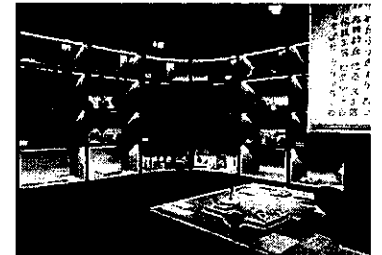
場所：House by Kubrick (香港島・太古)

日時：10月5日～11月14日 (1ヶ月半)

出品：陶器(中井窯、牛ノ戸焼、福光焼、玄瑞窯、上神焼、山根窯、上神焼上神山窯)、因州和紙

内容・反響

- ・器などの展示販売。職人のインタビュー記事ブックレットの無料配布。
- ・香港人若手クリエイターが鳥取の工房を巡り感じた魅力を、写真・絵等で作品化し展示。
- ・鳥取の魅力が香港人に届きやすい形で展示されており、完成度も高く、来場者に好評だった。



(2) パリ 展示会 「TOTTORI MINGEI WA KAWAII」

場所：L'Étre ANGE (パリ・マレ地区)

日時：12月11日～16日 (6日間)

出品：ガラス(saon)、陶器(玄瑞窯、延興寺窯)、因州和紙、木工(ドモク堂、このか)等

内容・反響

- ・生活雑貨ショップでの展示販売会。オープニングイベント内で、鳥取民芸品の紹介プレゼンを行う。ガラス作家のsaonが自らの作品を紹介し、購入につながった。
- ・玄瑞窯とパリ人気プロガーLisalouのコラボ食器はLisalouフォローワーによく売れた。来年もLisalouの発信力を活かしたコラボをする予定。
- ・展示をきっかけに鳥取に興味を持ち、次回の日本旅行の回遊先の1つとしたいとの声あり。



(3) 台湾 TOTTORI SKETCH in Taiwan 展

場所：台北 6Inote Gallery (カフェ・セレクトショップ)

台中 WASHIDA (セレクトショップ)

日時：2019年1月12日～2月3日 (1ヶ月半)

出品：陶器(牧谷窯、福光焼、国造焼、玄瑞窯)、ガラス(ukiroosh. saon)、包丁(大塚刃物)等

内容

- ・大阪 dieci 企画のTOTTORI SKETCH巡回展、及び鳥取民芸品の展示販売。yamyamのイラストを通じて鳥取の観光PR。
- ・大塚刃物の包丁の柄オーダー販売会、包丁砥ぎワークショップの開催。



